

障がい福祉部会前期評価チェックリスト

氏名 _____

A 5点 B 4点 C 3点 D 2点 E 0点

1 地域みんなが障がい者を支えるしくみづくり

(1)福祉施設から地域生活への移行促進、グループホーム等の充実

現状と課題	・ 町内にグループホームが不足しており、「住み慣れたこの町で最後まで暮らしたい」という障がいのある人や家族の思いに応えるため、必要なサービスを必要な時に受けられる体制や住まいの場を整備する。 ・ 上伊那圏域自立支援協議会と連携し、地域生活支援拠点等の整備を進める必要がある。	
方向性	・ グループホームの整備を促進するため、町内への誘致に取り組むとともに、事業者による地域の実情や利用者のニーズに沿った施設整備・運営を進め、地域住民の障がいに対する理解を深める。 ・ 利用者やその家族が必要な時に必要なサービスを受けられるよう、相談支援専門員と連携して支給決定等を進めるとともに、短期入所サービスを利用しやすい体制づくりを進める。 ・ 施設や病院に長期入所・入院している障がいのある人の地域移行を促進するため、地域移行支援や地域定着支援等のサービスを活用できる体制を整備します。 ・ 上伊那圏域自立支援協議会で進めている上伊那圏域の地域生活支援拠点整備については、さらなる推進を行う。	
施策と取組み	○ グループホーム施設の整備 グループホームについては、令和9年度春に「ヨセミテホーム」が新規開所予定。施設入所者数についてはこの3年間に大きな変化はなかった。介護者の高齢化に伴い入所するケースが増えている。 ○ サービス支援体制の整備 短期入所サービス及び地域移行、地域定着支援については上伊那圏域内の事業所をまとめており、サービスの必要な方へ判定会議を通じて、サービスを利用可能な体制をとっている。また医療機関と連携し、退院カンファレンスに積極的に参加している。 ○ 地域生活支援拠点の整備 地域生活支援拠点等が有する機能の充実については自立支援協議会に毎年出席し、現状の各市町村の課題等を集約してその対策を検討している。	評価

(2) 関係機関の連携

現状と課題	- 障がいのある人を支援する民生児童委員等が、相談先や連絡先が分からないといった課題があることから、町、福祉事業所、医療機関、教育機関等の関係機関が連携し、地域で障がいのある人を支える体制の充実を図ります。 - 情報が十分に届かず障害者手帳の取得や必要な支援につながない人を早期に把握し、関係機関の連携により必要な支援につなげる体制づくりを進めます。		
方向性	- 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、医療、福祉、教育、雇用等の関係機関が連携し、情報共有を図りながら、必要な支援につながない人を適切な支援につなげる。 - 地域活動支援センター（みのわ〜れ、みのあ〜る）を活用し、障害者手帳の有無にかかわらず、地域活動や相談、手帳取得、福祉サービス等の必要な支援につなげる。さらに、依存症対策についても、相談機関や医療機関、自助グループ等と連携し、回復支援を進める。 - 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、保健・医療・福祉等の関係者が協議する場を設け、地域包括ケアシステムの構築を進める。 - 障がいの重度化・高齢化に対応し、安定した障がい福祉サービスを提供するため、関係機関と連携して福祉人材の確保・育成に取り組む。さらに、判断能力が十分でない障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業、金銭管理等の制度を活用しやすい環境を整え、権利擁護を推進する。		
施策と取組み	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="435 1137 1289 1666"> ○ 適切な支援に向けた連携 相談記録管理システムを利用して福祉課、こども未来課、健康推進課間で支援者の情報を共有し、支援会議にも同席する。また児のサービスについては必要に応じて、こども未来課、学校教育課にも情報を共有し、支援会議にも出席を依頼する。サービス支援の判定会議を行う際は、資格者（社福師、保健師）にも入ってもらい、専門的な意見を取り入れて支給の決定を行っている。 ○ 精神障がい者に関わる協議の場の設置 上伊那圏域障がい者総合支援センター主体で行っている自立支援協議会内で精神障がい者等地域生活部会として協議の場を設けている。精神障がいの理解と方針、事例検討について、自治体の職員、相談員、サービス提供事業所、医療機関等関係者が集まり協議を行っている。 </td><td data-bbox="1289 1137 1385 1666"> 評価 </td></tr> </table>	○ 適切な支援に向けた連携 相談記録管理システムを利用して福祉課、こども未来課、健康推進課間で支援者の情報を共有し、支援会議にも同席する。また児のサービスについては必要に応じて、こども未来課、学校教育課にも情報を共有し、支援会議にも出席を依頼する。サービス支援の判定会議を行う際は、資格者（社福師、保健師）にも入ってもらい、専門的な意見を取り入れて支給の決定を行っている。 ○ 精神障がい者に関わる協議の場の設置 上伊那圏域障がい者総合支援センター主体で行っている自立支援協議会内で精神障がい者等地域生活部会として協議の場を設けている。精神障がいの理解と方針、事例検討について、自治体の職員、相談員、サービス提供事業所、医療機関等関係者が集まり協議を行っている。	評価
○ 適切な支援に向けた連携 相談記録管理システムを利用して福祉課、こども未来課、健康推進課間で支援者の情報を共有し、支援会議にも同席する。また児のサービスについては必要に応じて、こども未来課、学校教育課にも情報を共有し、支援会議にも出席を依頼する。サービス支援の判定会議を行う際は、資格者（社福師、保健師）にも入ってもらい、専門的な意見を取り入れて支給の決定を行っている。 ○ 精神障がい者に関わる協議の場の設置 上伊那圏域障がい者総合支援センター主体で行っている自立支援協議会内で精神障がい者等地域生活部会として協議の場を設けている。精神障がいの理解と方針、事例検討について、自治体の職員、相談員、サービス提供事業所、医療機関等関係者が集まり協議を行っている。	評価		

(3) 就労支援の取組み

現状と課題	▪ 町内には就労継続支援B型事業所が4か所ありますが、一般就労への移行は十分に進んでいないことから、一般就労を意識した支援の充実を図る。 ▪ 障がい者就労支援施設等からの物品等の調達について、新たな事業所の参入や調達先の開拓を進め、事業所の収益力向上につなげる。 ▪ 特別支援学校卒業後の就労先の確保に向け、関係機関と連携しながら就労支援を進める。	
方向性	▪ 一般就労への移行を促進するため、就労移行支援や就労定着支援等を活用し、本人の意思を尊重しながら、相談支援専門員や上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ等の関係機関が連携し、企業の理解を得ながら就労支援を進める。 ▪ 特別支援学校卒業後は、本人の状況に応じた適切な福祉サービスの提供や就労先の確保を進め、卒業後の支援につなげる。 ▪ 農業分野の担い手不足と障がいのある人の就労機会の確保を図るため、農福連携を推進するとともに、障がい者就労支援施設等からの物品等の調達や庁舎内販売、清掃業務等を引き続き進め、障がいのある人の工賃等の向上につなげる。	
施策と取組み	○ 一般就労への移行 毎年数名のサービス利用者が一般就労へ移行している。サービスの利用に対して一般就労への移行の有無などは随時確認している。 ○ 支援学校卒業後の支援 特別支援学校卒業後の就労に向け、本人の状況に応じて就労移行支援サービスの利用をすすめている。 ○ 優先調達の推進 年に1度各課へ過年度の調達実績と今年度の調達見込みを調査する。年度ごとに目標を設定し、HPに掲載している。	評価

(4) 社会参加への取組み

現状と課題	- 障がいのある人の地域への社会参加を促進するため、一人ひとりのニーズや意思を尊重し、社会参加のきっかけとなる活動や交流の機会を充実させる。 - 障がい者作品展などを通じた文化芸術活動を継続するとともに、若い障がいのある人や支援者の参加を促し、障がい者団体の活動の活性化を図る。		
方向性	- 障がいのある人の社会参加を促進するため、本人のニーズや意思を尊重し、障がいの有無にかかわらず参加できるイベントや「もみじの会」等の交流機会を設けるとともに、地域活動支援センター（みのわ〜れ、みのあ〜る）を活用し、地域活動への参加を支援する。 - 障がい者芸術作品展を継続して実施するとともに、図書館における拡大文字の書籍や読書CD等の整備、「アクセシブルライブラリー」の推進など、読書環境の充実を図る。 - 広報みのわ等を活用して若い障がいのある人や支援者への情報発信を行い、障がい者団体への参加や地域活動につながる仕組みづくりを進める。		
施策と取組み	<table border="1"> <tr> <td> ○ 社会参加の推進 障がい者団体である箕輪町障がい者福祉協議会については、令和7年度で解散となる。スポーツ大会などの参加者をまとめてもらっていたため、今後はホームページ、広報紙など町から直接広報を行う。障がい者芸術作品展について、秋ごろ役場のホールを使い実施している。支援会議を通じて、作品の出展を希望する方にはこちらから声をかけている。 ○ 地域活動の促進 みのわ〜れのイベントについて、参加者は月平均40名ほど。みのわ〜れは今年松島駅前（旧村上商店）に移転し、8月17日から利用を開始している。移転後も委託管理者主導でイベントを開催していく。 話を傾聴してほしい方へは、みのあ〜るを紹介し、みのあ〜る職員と連携を取りフォローしている。¥ </td><td>評価</td></tr> </table>	○ 社会参加の推進 障がい者団体である箕輪町障がい者福祉協議会については、令和7年度で解散となる。スポーツ大会などの参加者をまとめてもらっていたため、今後はホームページ、広報紙など町から直接広報を行う。障がい者芸術作品展について、秋ごろ役場のホールを使い実施している。支援会議を通じて、作品の出展を希望する方にはこちらから声をかけている。 ○ 地域活動の促進 みのわ〜れのイベントについて、参加者は月平均40名ほど。みのわ〜れは今年松島駅前（旧村上商店）に移転し、8月17日から利用を開始している。移転後も委託管理者主導でイベントを開催していく。 話を傾聴してほしい方へは、みのあ〜るを紹介し、みのあ〜る職員と連携を取りフォローしている。¥	評価
○ 社会参加の推進 障がい者団体である箕輪町障がい者福祉協議会については、令和7年度で解散となる。スポーツ大会などの参加者をまとめてもらっていたため、今後はホームページ、広報紙など町から直接広報を行う。障がい者芸術作品展について、秋ごろ役場のホールを使い実施している。支援会議を通じて、作品の出展を希望する方にはこちらから声をかけている。 ○ 地域活動の促進 みのわ〜れのイベントについて、参加者は月平均40名ほど。みのわ〜れは今年松島駅前（旧村上商店）に移転し、8月17日から利用を開始している。移転後も委託管理者主導でイベントを開催していく。 話を傾聴してほしい方へは、みのあ〜るを紹介し、みのあ〜る職員と連携を取りフォローしている。¥	評価		

2 誰もが安心して暮らせる障がい福祉サービスのしくみづくり

(1) 障がい福祉サービス等の質の向上

現状と課題	- 障がい福祉サービス等が多様化し、事業者の参入が進む中、利用者が必要とするサービスを適切に受けられるよう、利用状況やニーズを把握し、サービスの提供体制を検証・充実させる。 - 障害者手帳を取得していない人への支援や意思決定支援の充実を図るとともに、発達障がいやひきこもりの人など、支援につながりにくい人への支援体制を整備する。
方向性	- 障がいのある人が必要なサービスを適切に受けられるよう、サービス給付判定会議等により適正な給付を行うとともに、本人の自己決定や意思決定を尊重したサービス提供を進める。 - 地域活動支援センターを活用した支援や、強度行動障がい、高次脳機能障がい、依存症等への支援体制の充実、障がい福祉人材の確保、事業所における安全確保や研修の充実を図る。 - 発達障がいやひきこもりの人とその家族への相談・支援体制を充実させ、町や圏域、相談支援事業所等の関係機関が連携して相談支援を行う。 - 判断能力が十分でない障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業、金銭管理等の活用を促進し、権利擁護を推進する。
施策と取組み	○ 適切なサービスの支給 福祉サービスの利用希望者に対して、困りごと、課題、必要な支援について、相談にのり、必要な方には案内、支援をしていく。支援会議の出席、相談記録を作成し、個別のケースに対して支援者を尊重したサービス支給に努めている。月2回判定会議を行い、障がい福祉係と資格者（社福師、保健師）が参加して障害福祉サービスの内容について判定、また福祉サービス以外も対応に検討が必要なものなども検討している。福祉サービスが対応できない場合でもインフォーマルサービスの提案、案内も行っている。 ○ 支援理解度の向上 積極的に職員が研修へ参加し、障がいに対する理解度の向上を図る。
	評価

(2) 障がい児への支援の強化

現状と課題	- 令和5年度現在、放課後等デイサービス事業所は3か所であり、近隣の市町村の事業所へ通っている障がい児も多く、障がい児支援の充実が必要とされている。 - 重症心身障がい児への支援体制が必要とされている。
方向性	- 障がいのある子どもが健やかに成長し、地域で安心して生活できるよう、保育、保健・医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、発達支援や地域社会への参加・包容を進めるとともに、保育所等訪問支援や放課後等デイサービス等の支援体制を整備する。 - 医療的ケア児や難聴児など特別な支援が必要な子どもへの支援体制を充実させるとともに、町や圏域、相談支援事業所等が連携し、相談支援体制の充実・強化を図る。
施策と取組み	○ 障がい児福祉サービスの整備 現在町内には2か所の放課後等デイサービスの事業所が存在。新規に町内に事業所が開設されるよう働きかけているが、事業所が求める人材（有資格者）が不足しており、新設の動きは難しく、他市町村の事業所も利用しながら対応している。 ○ 医療的ケア児への支援連携 支援会議や支援学校の懇談会に出席し、医療的ケア児などがどのような支援を望んでいるのかを直に聞き、サービス支援の提案やほかの課と対応の連携を行っている。
	評価

(3) 緊急時の対応

現状と課題	- 災害時に支援を必要とする障がいのある人の安全・安心を確保するため、個々の状況に応じた情報伝達や避難誘導、避難所運営等の避難支援体制を整備するとともに、関係機関と連携して要配慮者への防災対策を推進する。 - 感染症の発生に備え、平常時から感染症対策を進め、県や医療・福祉等の関係機関と連携した支援体制の充実を図る。
方向性	- 災害時に障がいのある人の安全を確保するため、要支援者名簿や災害時住民支えあいマップを整備し、町社会福祉協議会、福祉事業所、地域住民等と連携した支援体制を構築する。 - 個々の状況に応じた福祉避難所の運営体制を整備するとともに、みのわメイトやファックス等を活用した正確な情報提供と適切な避難を進めます。 - 平常時から自宅での防災対策を促進するとともに、県や関係機関と連携し、障がい者施設等における感染症対策を推進する。
施策と取組み	○ 災害時の支援体制 要支援者名簿を作成しており、現状1,899人が登録。災害時の防災マップについても1年に1回以上の見直しを実施している。難聴者の方に対しては緊急時にはFAXによる伝達方法があり、防災訓練ではFAXの送信訓練を行っている。
	評価

(4) 障がい者や家族の不安を取り除く取組み

現状と課題	- 障がいのある人やその家族が将来に不安を抱えていることから、身近に気軽に相談できる機会や体制を整備し、必要な支援につなげる。 - 家族の悩みや負担を早期に把握し、相談支援を通じて孤立や虐待の防止につなげる取組を進めます。		
方向性	- 障がいのある人やその家族が気軽に相談できるよう、精神科医・臨床心理士による「こころの相談」や保健師による相談、地域活動支援センター「みのあ〜る」における相談支援を実施し、必要に応じて関係機関につなげる。 - 相談窓口を広報誌やチラシ等で周知するとともに、福祉事業所等とも連携して相談しやすい体制を整える。 - 精神障がいのある人の家族会を開催し、家族同士の情報交換や悩みの共有を支援する。		
施策と取組み	<table border="1"> <tr> <td> ○ 相談支援体制の拡充 「みのあ〜る」については令和2年度から利用者は減少しているが、週数回利用する者もあり、居場所づくり、精神を安定させるための相談窓口として活用されている。「みのあ〜る」での相談内容については障がい者福祉係と共有し、必要なサービスにつなげられるような体制を取っている。8月からは新「みのわ〜れ」の移設にあわせて「みのあ〜る」の機能も統合する。移設に合わせてHPや広報誌の掲載、関係機関へ周知を行う。健康推進課で家族会やこころの相談を行い、相談しやすい体制を整えている。 ○ 家族への支援体制 支援会議に家族にも参加してもらい、本人の悩みや課題だけでなく、家族の相談も聞くように心がけている。 </td><td>評価</td></tr> </table>	○ 相談支援体制の拡充 「みのあ〜る」については令和2年度から利用者は減少しているが、週数回利用する者もあり、居場所づくり、精神を安定させるための相談窓口として活用されている。「みのあ〜る」での相談内容については障がい者福祉係と共有し、必要なサービスにつなげられるような体制を取っている。8月からは新「みのわ〜れ」の移設にあわせて「みのあ〜る」の機能も統合する。移設に合わせてHPや広報誌の掲載、関係機関へ周知を行う。健康推進課で家族会やこころの相談を行い、相談しやすい体制を整えている。 ○ 家族への支援体制 支援会議に家族にも参加してもらい、本人の悩みや課題だけでなく、家族の相談も聞くように心がけている。	評価
○ 相談支援体制の拡充 「みのあ〜る」については令和2年度から利用者は減少しているが、週数回利用する者もあり、居場所づくり、精神を安定させるための相談窓口として活用されている。「みのあ〜る」での相談内容については障がい者福祉係と共有し、必要なサービスにつなげられるような体制を取っている。8月からは新「みのわ〜れ」の移設にあわせて「みのあ〜る」の機能も統合する。移設に合わせてHPや広報誌の掲載、関係機関へ周知を行う。健康推進課で家族会やこころの相談を行い、相談しやすい体制を整えている。 ○ 家族への支援体制 支援会議に家族にも参加してもらい、本人の悩みや課題だけでなく、家族の相談も聞くように心がけている。	評価		

3 障がい者を正しく理解できる社会づくり

(1) 障がいの理解促進へ向けた広報

現状と課題	障がいのある人や障がいに対する理解が十分に進んでおらず、特に発達障がいについては家族を含めた理解が不足することで、虐待や差別につながるおそれがあることから、障がいの特性や必要な支援について正しく理解するための啓発や学習機会の充実を図る。	
方向性	- 障がいに対する理解を深めるため、広報誌やもみじチャンネル、職場での研修等を活用した啓発を行うとともに、スポーツや文化芸術イベント等を通じて障がいのある人とない人の交流機会を広げる。 - 中学校での福祉体験学習等を通じた理解促進や、ヘルプマークの配布・周知を進め、障がいの特性や支援への理解を深める取組を推進する。	
施策と取組み	○ 障がい者に対する理解の向上 障がい者理解に向けた市町村の情報の共有、自立支援協議会の対応策の検討、先進事例の研究を行った。 ○ 地域交流会機会の拡充 文化芸術については毎年箕輪町役場のホールで障がいのある方等から提出していただいた作品を展示し、事業を通じて障がいのある人への理解と交流の機会を増やす。	評価

(2) 虐待の防止と差別の解消

現状と課題	障がい者に対する差別や虐待の発生も後を絶たないことから、障がい者差別解消の推進や障がい者虐待防止等、障がい者の権利擁護の取組みを推進する必要がある。	
方向性	- 障がいのある人への虐待や差別を防止するため、町広報誌やイベント、事業所等を通じた啓発・広報を行うとともに、相談しやすい窓口を整備する。 - 虐待や差別の疑いがある場合には、関係者会議を速やかに開催し、医療、福祉、教育等の関係機関と連携して早期対応を図る。	
施策と取組み	○ 差別・虐待に対する対応 令和3年、5年に広報は1回実施。 昨年度虐待、差別ともに2件の通報があった。対応については事業所に聞き取り調査等の情報収集や障がい福祉係だけでなく、生活相談室、高齢者あんしん係、健康推進課の保健師等と相談者、協議の場を開き情報の共有を行い、方針を検討し、県へ報告や相談者へ解決に向かっての提案を行った。	評価

自由記入欄

障がい福祉についてご自由にご記入ください。

ご回答ありがとうございました。